

改正後 (R2.10 改正)	現 行
<h2 style="margin: 0;">第 1 編 共通編</h2> <h3 style="margin: 0;">第 1 編 共通編</h3> <h4 style="margin: 0;">第 1 章 総 則</h4> <h5 style="margin: 0;">第 1 節 総則</h5> <p style="margin: 0;">1-1-1 [略]</p> <p style="margin: 0;">1-1-2 主任技術者等の資格 (1)～(34) [略] (35)「J I S 規格」とは、日本産業規格をいう。</p> <p style="margin: 0;">1-1-3 ～ 1-1-4 [略]</p> <p style="margin: 0;">1-1-5 施工計画書</p> <p style="margin: 0;">1. 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。 [中略]</p> <p style="margin: 0;">2. ～3. [略]</p> <p style="margin: 0;">1-1-6 ～ 1-1-12 [略]</p> <p style="margin: 0;">1-1-13 工事の下請負 [略] (1)～(2) [略] (3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。 なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。 (4) [略]</p> <p style="margin: 0;">1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p style="margin: 0;">1. 受注者は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第24条の7第1項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項に基づき、必要書類を添付しその写しを工事監督員に提出しなければならない。 【削る】</p> <p style="margin: 0;">2. ～10. [略]</p> <p style="margin: 0;">1-1-15 ～ 1-1-38 [略]</p> <p style="margin: 0;">1-1-39 環境対策</p> <p style="margin: 0;">1. ～4. [略]</p> <p style="margin: 0;">5. 排出ガス対策型建設機械 (1)～(2) [略]</p>	<h2 style="margin: 0;">第 1 編 共通編</h2> <h3 style="margin: 0;">第 1 編 共通編</h3> <h4 style="margin: 0;">第 1 章 総 則</h4> <h5 style="margin: 0;">第 1 節 総則</h5> <p style="margin: 0;">1-1-1 [略]</p> <p style="margin: 0;">1-1-2 主任技術者等の資格 (1)～(34) [略] (35)「J I S 規格」とは、日本工業規格をいう。</p> <p style="margin: 0;">1-1-3 ～ 1-1-4 [略]</p> <p style="margin: 0;">1-1-5 施工計画書</p> <p style="margin: 0;">1. 受注者は、工事着手前【新設】に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。 [中略]</p> <p style="margin: 0;">2. ～3. [略]</p> <p style="margin: 0;">1-1-6 ～ 1-1-12 [略]</p> <p style="margin: 0;">1-1-13 工事の下請負 [略] (1)～(2) [略] (3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。 【新設】</p> <p style="margin: 0;">(4) [略]</p> <p style="margin: 0;">1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p style="margin: 0;">1. 受注者は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第24条の7第1項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項に基づき、必要書類を添付しその写しを工事監督員に提出しなければならない。 なお、監理技術者、主任技術者（下請負人を含む）及び専任する専門技術者の顔写真を添付するものとする。 2. ～10. [略]</p> <p style="margin: 0;">1-1-15 ～ 1-1-38 [略]</p> <p style="margin: 0;">1-1-39 環境対策</p> <p style="margin: 0;">1. ～4. [略]</p> <p style="margin: 0;">5. 排出ガス対策型建設機械 (1)～(2) [略]</p>

改正後 (R2.10 改正)	現 行
<p>【削る】</p> <p>[中略]</p> <p>6. [略]</p> <p>1-1-40 ~ 1-1-41 [略]</p> <p>1-1-42 諸法令、諸法規の遵守</p> <p>[略]</p> <p>(1) ~ (64) [略]</p> <p>(65) 産業標準化法</p> <p>(66) ~ (71) [略]</p> <p>1-1-43 ~ 1-1-51 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1節~第6節 [略]</p> <p>第7節 コンクリート</p> <p>3-7-1 [略]</p> <p>3-7-2 レディーミクストコンクリート</p> <p>1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、J I S A 5 3 0 8（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>2. 受注者は、産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証製品を製造している工場）で製造され、J I S A 5 3 0 8（レディーミクストコンクリート）により粗骨材最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、工事監督員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、本条第1項に規定するレディーミクストコンクリートを用いることが困難な場合には、選定する工場が、設計図書に指定する品質が得られることを確認できる資料を工事監督員に提出し、確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証製品を製造している工場）でない工場に製造したレディーミクストコンクリート及び本条1.に規定する工場であってもJ I S A 5 3 0 8（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び本章「3-7-3 配合」及び「3-7-4 材料の計量」の規定によるとともに、配合に臨場し、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する資料を工事監督員に提出し、確認を得なければならない。</p>	<p>(3) 受注者は、(1)又は(2)の規定により使用する建設機械の写真を撮影し、工事完了までに、これを工事監督員へ提出しなければならない。</p> <p>[中略]</p> <p>6. [略]</p> <p>1-1-40 ~ 1-1-41 [略]</p> <p>1-1-42 諸法令、諸法規の遵守</p> <p>[略]</p> <p>(1) ~ (64) [略]</p> <p>(65) 産業標準化法</p> <p>(66) ~ (71) [略]</p> <p>1-1-43 ~ 1-1-51 [略]</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1節~第6節 [略]</p> <p>第7節 コンクリート</p> <p>3-7-1 [略]</p> <p>3-7-2 レディーミクストコンクリート</p> <p>1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、J I S A 5 3 0 8（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</p> <p>2. 受注者は、産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証製品を製造している工場）で製造され、J I S A 5 3 0 8（レディーミクストコンクリート）により粗骨材最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定されるレディーミクストコンクリートについては、配合に臨場するとともに、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料を整備・保管し、工事監督員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、本条第1項に規定するレディーミクストコンクリートを用いることが困難な場合には、選定する工場が、設計図書に指定する品質が得られることを確認できる資料を工事監督員に提出し、確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証製品を製造している工場）でない工場に製造したレディーミクストコンクリート及び本条1.に規定する工場であってもJ I S A 5 3 0 8（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書及び本章「3-7-3 配合」及び「3-7-4 材料の計量」の規定によるとともに、配合に臨場し、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する資料を工事監督員に提出し、確認を得なければならない。</p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R2.10 改正)	現 行
<p>5. ～6. [略]</p> <p>3-7-3 ～ 3-7-14 [略]</p> <p>第8節 型枠及び支保工</p> <p>3-8-1 [略]</p> <p>3-8-2 型枠</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、型枠を締付けるに当たり、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。 また、外周をバンド等で締付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。 なお、これらの締付け金物を型枠取り外し後、コンクリート表面【削る】に残してはならない。</p> <p>4. 受注者は、型枠穴の補修に当たり、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で埋める鋼材腐食防止対策を講ずるものとし、特に水密性を要する構造物では弱点とならないよう入念に施工を行う。その内容は施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>3-8-3 [略]</p> <p>第9節～第21節 [略]</p>	<p>5. ～6. [略]</p> <p>3-7-3 ～ 3-7-14 [略]</p> <p>第8節 型枠及び支保工</p> <p>3-8-1 [略]</p> <p>3-8-2 型枠</p> <p>1. ～2. [略]</p> <p>3. 受注者は、型枠を締付けるに当たり、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。 また、外周をバンド等で締付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。 なお、これらの締付け金物を型枠取り外し後、コンクリート表面(コンクリート表面から2.5cmの間にあるボルト、棒鋼等を含む)に残してはならない。</p> <p>【新設】</p> <p>3-8-3 [略]</p> <p>第9節～第21節 [略]</p>

第2編 工事別編
 第1章 ~ 第2章 [略]
 第3章 農道工事
 第1節~第13節 [略]
 第14節 付帯施設工
 3-14-1・3-14-2 [略]
 3-14-3 標識工
 1. [略]
 2. 材料
 (1) [略]
 1) ~ 3) [略]
 4) 反射シート[中略]

表 3-14-1 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)

	観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑
封入レンズ型	1 2' (0.2°)	5°	7 0	5 0	1 5	4. 0	9. 0
		3 0°	3 0	2 2	6. 0	1. 7	3. 5
		4 0°	1 0	7. 0	2. 0	0. 5	1. 5
	2 0' (0.33°)	5°	5 0	3 5	1 0	2. 0	7. 0
		3 0°	2 4	1 6	4. 0	1. 0	3. 0
		4 0°	9. 0	6. 0	1. 8	0. 4	1. 2
	2°	5°	5. 0	3. 0	0. 8	0. 2	0. 6
		3 0°	2. 5	1. 5	0. 4	0. 1	0. 3
		4 0°	1. 5	1. 0	0. 3	0. 0 6	0. 2
カプセルレンズ型	1 2' (0.2°)	5°	2 5 0	1 7 0	4 5	2 0	4 5
		3 0°	1 5 0	1 0 0	2 5	1 1	2 5
		4 0°	1 1 0	7 0	1 6	8. 0	1 6
	2 0' (0.33°)	5°	1 8 0	1 2 2	2 5	1 4	2 1
		3 0°	1 0 0	5 7	1 4	7. 0	1 1
		4 0°	9 5	5 4	1 3	7. 0	1 1
	2°	5°	5. 0	3. 0	0. 8	0. 2	0. 6
		3 0°	2. 5	1. 8	0. 4	0. 1	0. 3
		4 0°	1. 5	1. 0	0. 3	0. 0 6	0. 2
(旧) 広角プリズム型	1 2' (0.2°)	5°	4 3 0	3 5 0	7 0	3 0	4 5
		3 0°	2 3 5	1 9 0	4 5	1 6	2 3
	2 0' (0.33°)	5°	3 0 0	2 5 0	4 5	2 0	3 3
		3 0°	1 5 0	1 3 0	2 0	1 0	1 8
	3 0' (0.5°)	5°	2 5 0	2 0 0	4 0	1 8	2 5
		3 0°	1 7 0	1 4 0	2 0	1 2	1 9
1°	5°	8 0	6 5	1 2	4. 0	9. 0	
	3 0°	5 0	4 0	8. 0	2. 5	5. 0	

第2編 工事別編
 第1章 ~ 第2章 [略]
 第3章 農道工事
 第1節~第13節 [略]
 第14節 付帯施設工
 3-14-1・3-14-2 [略]
 3-14-3 標識工
 1. [略]
 2. 材料
 (1) [略]
 1) ~ 3) [略]
 4) 反射シート[中略]

表 3-14-1 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)

	観測角	入射角	白	黄	赤	青	緑
封入レンズ型	1 2' (0.2°)	5°	7 0	5 0	1 5	4. 0	9. 0
		3 0°	3 0	2 2	6. 0	1. 7	3. 5
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
	2 0' (0.33°)	5°	5 0	3 5	1 0	2. 0	7. 0
		3 0°	2 4	1 6	4. 0	1. 0	3. 0
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
	2°	5°	5. 0	3. 0	0. 8	0. 2	0. 6
		3 0°	2. 5	1. 5	0. 4	0. 1	0. 3
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
カプセルレンズ型	1 2' (0.2°)	5°	2 5 0	1 7 0	4 5	2 0	4 5
		3 0°	1 5 0	1 0 0	2 5	1 1	2 5
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
	2 0' (0.33°)	5°	1 8 0	1 2 2	2 5	1 4	2 1
		3 0°	1 0 0	5 7	1 4	7. 0	1 1
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
	2°	5°	5. 0	3. 0	0. 8	0. 2	0. 6
		3 0°	2. 5	1. 8	0. 4	0. 1	0. 3
		【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】	【新設】
(旧) 広角プリズム型	1 2' (0.2°)	5°	4 3 0	3 5 0	7 0	3 0	4 5
		3 0°	2 3 5	1 9 0	4 5	1 6	2 3
	2 0' (0.33°)	5°	3 0 0	2 5 0	4 5	2 0	3 3
		3 0°	1 5 0	1 3 0	2 0	1 0	1 8
	3 0' (0.5°)	5°	2 5 0	2 0 0	4 0	1 8	2 5
		3 0°	1 7 0	1 4 0	2 0	1 2	1 9
1°	5°	8 0	6 5	1 2	4. 0	9. 0	
	3 0°	5 0	4 0	8. 0	2. 5	5. 0	

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R2.10 改正)									現 行								
封入プリズム型	1 2' (0.2°)	5°	7 0	5 0	1 5	4. 0	9. 0	1 2' (0.2°)	5°	7 0	5 0	1 5	4. 0	9. 0			
		3 0°	3 0	2 2	6. 0	1. 7	3. 5		3 0°	3 0	2 2	6. 0	1. 7	3. 5			
	2 0' (0.33°)	5°	5 0	3 5	1 0	2. 0	7. 0	2 0' (0.33°)	5°	5 0	3 5	1 0	2. 0	7. 0			
		3 0°	2 4	1 6	4. 0	1. 0	3. 0		3 0°	2 4	1 6	4. 0	1. 0	3. 0			
	3 0' (0.5°)	5°	3 0	2 5	7. 5	2. 0	4. 5	3 0' (0.5°)	5°	3 0	2 5	7. 5	2. 0	4. 5			
		3 0°	1 5	1 3	4. 0	1. 0	2. 2		3 0°	1 5	1 3	4. 0	1. 0	2. 2			
	1°	5°	2 0	1 6	5. 0	1. 2	3. 0	1°	5°	2 0	1 6	5. 0	1. 2	3. 0			
		3 0°	1 2	1 0	3. 0	0. 8	1. 8		3 0°	1 2	1 0	3. 0	0. 8	1. 8			
	カプセルプリズム型	1 2' (0.2°)	5°	2 5 0	1 7 0	4 5	2 0	4 5	1 2' (0.2°)	5°	2 5 0	1 7 0	4 5	2 0	4 5		
			3 0°	1 5 0	1 0 0	2 5	1 1	2 5		3 0°	1 5 0	1 0 0	2 5	1 1	2 5		
		2 0' (0.33°)	5°	1 8 0	1 2 2	2 5	1 4	2 1	2 0' (0.33°)	5°	1 8 0	1 2 2	2 5	1 4	2 1		
			3 0°	1 0 0	6 7	1 4	7. 0	1 1		3 0°	1 0 0	6 7	1 4	7. 0	1 1		
3 0' (0.5°)		5°	1 5 0	1 1 0	2 5	1 3	2 1	3 0' (0.5°)	5°	1 5 0	1 1 0	2 5	1 3	2 1			
		3 0°	7 2	5 4	1 3	6. 0	1 0		3 0°	7 2	5 4	1 3	6. 0	1 0			
1°		5°	2 0	1 6	5. 0	1. 2	3. 0	1°	5°	2 0	1 6	5. 0	1. 2	3. 0			
		3 0°	1 2	1 0	3. 0	0. 8	1. 8		3 0°	1 2	1 0	3. 0	0. 8	1. 8			
広角プリズム型		1 2' (0.2°)	5°	5 7 0	3 8 0	7 5	5 0	7 0	1 2' (0.2°)	5°	5 7 0	3 8 0	7 5	5 0	7 0		
			3 0°	2 3 5	1 9 0	4 5	1 6	2 5		3 0°	2 3 5	1 9 0	4 5	1 6	2 5		
		2 0' (0.33°)	5°	4 0 0	2 8 0	5 4	3 0	5 0	2 0' (0.33°)	5°	4 0 0	2 8 0	5 4	3 0	5 0		
			3 0°	1 7 0	1 4 0	2 0	1 2	1 9		3 0°	1 7 0	1 4 0	2 0	1 2	1 9		
	3 0' (0.5°)	5°	3 0 0	2 3 0	4 5	3 0	4 5	3 0' (0.5°)	5°	3 0 0	2 3 0	4 5	3 0	4 5			
		3 0°	1 7 0	1 4 0	2 0	1 2	1 9		3 0°	1 7 0	1 4 0	2 0	1 2	1 9			
	1°	5°	1 2 0	7 0	1 4	5. 0	1 0	1°	5°	1 2 0	7 0	1 4	5. 0	1 0			
		3 0°	5 0	4 0	8. 0	2. 5	5. 0		3 0°	5 0	4 0	8. 0	2. 5	5. 0			

注) [略]

(2) ~ (3) [略]

3. 標識工

(1) [略]

1) ~ 2) [略]

3) 受注者は、標識板基板表面をサンドペーパーや機械的方法により研磨（サウンディング処理）シラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性界面活性剤）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。

4) [略]

5) 受注者は、重ね貼り方式又はスクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けをしなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。

6) ~ 7) [略]

8) 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm以上重ね合わせなければならない。

9) ~ 10) [略]

注) [略]

(2) ~ (3) [略]

3. 標識工

(1) [略]

1) ~ 2) [略]

3) 受注者は、標識板基板表面を【新設】機械的【新設】に【新設】研磨（サウンディング処理）シラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。

4) [略]

5) 受注者は、重ね貼り方式又はスクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けをしなければならない。

【新設】

6) ~ 7) [略]

8) 受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、~~5~10mm~~程度重ね合わせなければならない。

9) ~ 10) [略]

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改正後 (R2.10 改正)	現 行
<p>11) 受注者は、設計図書に示すとおり標識板に取付け金具及び補強金具（補強リブ）すべてを工場でスポット溶接により取付けなければならない。</p> <p>なお、標識板の表面にヒズミが出ないように溶接しなければならない。</p> <p>アルミニウム合金材の溶接作業は（一般社団法人）軽金属溶接協会規格 LWSP7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一般社団法人）日本溶接協会規格 WES7302 と同一規格）を参考に行うことが望ましい。</p> <p>12) ～ 16) [略]</p> <p>17) 受注者は、支柱用鋼管及び取付【削る】鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を J I S H 8 6 4 1（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ 5 5）5 5 0 g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p> <p>ただし、厚さ3.2mm 以上、6mm 未満の鋼材については2種（HDZ 4 5）4 5 0 g/m²以上、厚さ3.2mm 未満の鋼材については2種（HDZ 3 5）3 5 0 g/m²（片面の付着量）以上とするものとする。</p> <p>18) ～ 21) [略]</p> <p>(2) ～ (3) [略]</p> <p>3-14-4 ～ 3-14-7 [略]</p> <p>第4章 ～ 第13章 [略]</p> <p>第14章 頭首工工事</p> <p>第1節～第8節 [略]</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-1 [略]</p> <p>14-9-2 プレテンション桁購入工</p> <p>1. 受注者は、プレテンション桁を購入する場合、産業標準化法（平成16年6月）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証製品を製造している工場）において製作したものをを用いなければならない。</p> <p>2. 3. [略]</p> <p>14-9-3 ～ 14-9-12 [略]</p> <p>第15章 ～ 第20章 [略]</p>	<p>11) 受注者は、設計図書に示すとおり標識板に取付け金具及び補強金具（補強リブ）すべてを工場でスポット溶接により取付けなければならない。</p> <p>なお、標識板の表面にヒズミが出ないように溶接しなければならない。</p> <p>【新設】</p> <p>12) ～ 16) [略]</p> <p>17) 受注者は、支柱用鋼管及び取付削る鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量を J I S H 8 6 4 1（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ 5 5）5 5 0 g/m²（片面の付着量）以上としなければならない。</p> <p>ただし、厚さ3.2mm 以上、6mm 未満の鋼材については2種（HDZ 4 5）4 5 0 g/m²以上、厚さ3.2mm 未満の鋼材については2種（HDZ 3 5）3 5 0 g/m²（片面の付着量）以上とするものとする。</p> <p>18) ～ 21) [略]</p> <p>(2) ～ (3) [略]</p> <p>3-14-4 ～ 3-14-7 [略]</p> <p>第4章 ～ 第13章 [略]</p> <p>第14章 頭首工工事</p> <p>第1節～第8節 [略]</p> <p>第9節 管理橋上部工</p> <p>14-9-1 [略]</p> <p>14-9-2 プレテンション桁購入工</p> <p>1. 受注者は、プレテンション桁を購入する場合、工業標準化法（平成16年6月）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証製品を製造している工場）において製作したものをを用いなければならない。</p> <p>2. 3. [略]</p> <p>14-9-3 ～ 14-9-12 [略]</p> <p>第15章 ～ 第20章 [略]</p>

参考 01
香川県工事請負契約約款、
農業土木工事共通仕様書等
に基づく提出様式

参考 01
香川県工事請負契約約款、
農業土木工事共通仕様書等
に基づく提出様式

1. 以下の様式については、香川県ホームページ (<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>) に掲載されている様式を使用することとする。

- ①再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画 (共通仕様書第1編第1章1-1-22)
- ②発注者用掛金収納書 (共通仕様書第1編第1章1-1-51)
- ③施工体制台帳 (共通仕様書第1編第1章1-1-14)
- ④施工体系図 (共通仕様書第1編第1章1-1-14)

2. 情報共有システムを利用しない場合の以下の様式については、情報共有システムにて作成される帳票と同様式を使用するものとする。

- ①工事履行報告書 (共通仕様書第1編第1章1-1-32)
- ②材料確認書 (共通仕様書第1編第2章2-1-3)
- ③工事打合せ簿

共通仕様書第1編第1章1-1-2の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の提出については、以下の様式によるものとする。

様式1 再生資源利用計画書(実施書) -建設資材搬入工事用-

1. 工事概要

表 面

発注機関名	発注機関コード*1	担当部署	TEL	()	請負会社名	建設業許可番号 建設工業業種	請負会社コード*2	記入年月日	H. 年 月 日	
工事名	都 道 市 区 町 村	工事種別コード*3	請負金額	1万円未満四捨五入 0.000円(税込み)	建設業種	1万円未満四捨五入 0.000円(税込み)	再資源化等が完了した年月日	再資源化等	再資源化等完了年月日	
工事施工場所	住所コード*4	工期	平成 年 月 日 から	平成 年 月 日まで	建築面積	延床面積	階数	地上 階	地下 階	
工事概要等	施工条件の内容(再生資源の利用に関する特記事項等)				再資源化等が完了した年月日				再資源化等	

※再資源化等については、建築面積を御記入いただくなくても結構です。

【削る】

2. 建設資材利用計画

注:コード*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んでください

分類	建設資材 (新材を含む)			再生資材の供給元		再生資材の供給元場所住所		再生資材の名称		再生資材利用量(B)		再生資源
	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	建設業 種別 コード*7	建設業 内訳 コード*8	再生資材の供給元住所	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量 (トン)	再生資源 利用率 (%)	
特 定 建 設 資 材	コンクリート			トン						トン	%	
	コンクリート			トン						トン	%	
	コンクリート			トン						トン	%	
	コンクリート			トン						トン	%	
	コンクリート			トン						トン	%	
合 計				トン						トン	%	
木 材	木材			トン						トン	%	
	木材			トン						トン	%	
	木材			トン						トン	%	
	木材			トン						トン	%	
	木材			トン						トン	%	
合 計				トン						トン	%	
ア ス フ ア ル 混 合 物	アスファルト			トン						トン	%	
	アスファルト			トン						トン	%	
	アスファルト			トン						トン	%	
	アスファルト			トン						トン	%	
	アスファルト			トン						トン	%	
合 計				トン						トン	%	
土 砂	土砂			トン						トン	%	
	土砂			トン						トン	%	
	土砂			トン						トン	%	
	土砂			トン						トン	%	
	土砂			トン						トン	%	
合 計				トン						トン	%	
そ の 他 の 建 設 資 材	その他			トン						トン	%	
	その他			トン						トン	%	
	その他			トン						トン	%	
	その他			トン						トン	%	
	その他			トン						トン	%	
合 計				トン						トン	%	

コード*5

コンクリートについて
1. 生コン 2. 無筋コンクリート二次製品 3. その他
コンクリート及び鉄筋から成る建設資材について
1. 有筋コンクリート二次製品 2. その他

木材について
1. 木材(ボード類を除く) 2. 木質ボード

アスファルト混合物について
1. 細粒アスコン(開粒度及び改良アスファルトコンクリートを含む)
2. 密粒アスコン
3. 細粒アスコン 4. アスファルトモルタル
5. 加熱アスファルト安定処理舗装材

土砂について
1. 第一種建設発生土 2. 第二種建設発生土 3. 第三種建設発生土
4. 第四種建設発生土 5. 浸透土 6. 土質改良土
7. 建設汚泥改良土 8. 再生コンクリート砂
9. 山砂、山土等の購入土、採取土

砕石について
1. クラッシャーラン 2. 粒度調整砕石 3. 篩さい 4. 単粒度砕石
5. べり石、割べり石 6. その他
その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

コード*6

アスファルト混合物について
1. 表層 2. 基層
3. 上層路盤 4. 歩道
5. その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)

土砂について
1. 道路路床 2. 路床 3. 河川築堤
4. 構造物等の表込材、埋戻し用
5. 宅地造成用 6. 水面埋立用
7. 坪場整備(敷地整備)
8. その他(具体的に記入)

砕石について
1. 舗装の下層路盤材
2. 舗装の上層路盤材
3. 構造物の表込材、基礎材
4. その他(具体的に記入)
その他について(利用用途を具体的に記入)

コード*7

再生資材の供給元について
1. 現場内利用
2. 他の工事現場(陸上)
3. 他の工事現場(海上)
4. 再資源化施設
5. ストックヤード
6. その他

コード*8

再生資材の供給元住所について
1. 再生生コン
2. 再生無筋コンクリート二次製品 3. その他
コンクリート及び鉄筋から成る建設資材について
1. 再生有筋コンクリート二次製品 2. その他

木材について
1. 再生木材(ボード類を除く) 2. 再生木質ボード

アスファルト混合物について
1. 再生細粒アスコン
2. 再生密粒アスコン(開粒度及び改良アスファルトコンクリートを含む)
3. 再生細粒アスコン 4. 再生アスファルトモルタル
5. 再生加熱アスファルト安定処理舗装材

土砂について
1. 第一種建設発生土 2. 第二種建設発生土 3. 第三種建設発生土
4. 第四種建設発生土 5. 浸透土 6. 土質改良土
7. 建設汚泥改良土 8. 再生コンクリート砂
9. 山砂、山土等の購入土、採取土

砕石について
1. 再生クラッシャーラン 2. 再生粒度調整砕石 3. 篩さい
4. その他
その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

注1:再生資材利用量について
アスファルト混合物等で、利用した再生材(製品)の中から、新材混入分を含んだ再生材(製品)の利用量を記入してください

裏面にも御記入ください

改正後 (R2.10 改正)	現 行
<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">【削る】</p>	<p style="text-align: center;">農業土木工事共通仕様書 H29.10 版 (参考 01 契約約款、仕様書等に基づく提出様式)</p> <p>共通仕様書第 1 編第 1 章 1-1-38 の事故発生報告は、以下に示す別記様式第 1 号によるものとする。 なお、受注者が (文書) 番号を設けない場合は、「番号」を抹消して使用するものとし、事故報告書に添付する別紙 (事故の概要) については、別紙の様式に準じて報告するものとする。 また、建設事故の安全対策を推進するため、インターネット利用による建設工事事故データベース (http://sas.ejcm.or.jp) への登録については、登録する事故報告書の提出対象事故の定義 (平成 14 年 3 月 28 日付け国官技第 397 号の 2、国土交通省大臣官房技術調査課長名) により、総括監督員の事故内容の確認を受けてから行うものとする。</p> <hr/> <p>別記様式第 1 号</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>(総括監督員) 殿</p> <p style="text-align: right;">(受注者) 住 所 氏 名 現場代理人 印</p> <p style="text-align: center;">事 故 報 告 書</p> <p>下記の工事について、別紙のとおり事故が発生したので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 工事番号 2. 工事名 3. 工事場所 4. 請負代金額 円 5. 契約工期 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日</p>

【削る】

農業土木工事共通仕様書 H29.10 版 (参考 01 契約約款、仕様書等に基づく提出様式)

別紙


事 故 の 概 要

- 1 工事名
- 2 契約締結年月日
- 3 事故発生日時
- 4 事故発生場所
- 5 被災者

氏名	性別
生年月日	年齢
所属	職種
経験年数	
住所	
- 6 被災者の病状
- 7 事故原因
- 8 事故発生状況 (位置図、平面図、ボンチ絵等)
- 9 事故後の措置

日 時	措 置 内 容	相 手 方
	(提出後最終措置まで記載し保管する。) (別紙としてもよい。)	

- 10 今後の対策
- 11 添付書類 (写真、新聞切抜等)

改正後 (R2.10 改正)	現 行
<p style="text-align: center;">【削る】</p>	<p style="text-align: center;">農業土木工事共通仕様書H29.10版(参考 01契約約款、仕様書等に基づく提出様式)</p> <p>共通仕様書第1編第1章1-1-51の発注者用掛金収納書の提出については、香川県ホームページ (http://www.pref.kagawa.jp/) に掲載されている以下の様式によるものとする。 ただし、土木事務所は土地改良事務所に書き換えるものとする。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">建設業退職金共済制度「掛金収納書（契約者が発注者へ）」提出書 又は証紙を購入しない場合の理由書</p> <p>工 事 名 _____</p> <p>契約者名 _____ </p> <p style="text-align: center;">(証紙を購入しない場合は、必ず押印すること)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約締結後1ヶ月以内に、「掛金収納書」を貼り、所管土木事務所総務課へ提出してください。 2. 証紙購入が遅れる場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 購入予定時期 _____ (2) 理由 _____ 3. 証紙を購入しない場合 (○をつけ、必要事項を記入) <ol style="list-style-type: none"> (1) 全て他の退職金制度の対象社員・労働者による施工である。 (2) その他 (具体的に) _____ <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">「掛金収納書（契約者が発注者へ）」貼付箇所</p> <p>*当該工事に必要な証紙を購入し、労務者の共済手帳に貼付してください。 *下請契約を締結する場合は、下請業者に対しても本制度の促進に努めてください。 *建設業退職金制度については下記までお問い合わせください。</p> <p style="text-align: center;">建設業退職金共済事業香川県支部 高松市磨屋町6-4香川県建設会館内 087-851-7919</p> </div>

【削る】

農業土木工事共通仕様書 H29.10 版 (参考 01 契約約款、仕様書等に基づく提出様式)

契約の履行に関する協議事項等は、以下に示す様式により行うものとする。(情報共有システムにて作成される帳票と同様式)

工 事 打 合 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	平成 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名			
(内容)			
参考図			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	

総括監督員	主任監督員	監督員	現場技術員 (委託)	現場代理人	主任(監理) 技術者

【削る】

農業土木工事共通仕様書 H29.10 版 (参考 01 契約約款、仕様書等に基づく提出様式)

施工体制台帳様式

年 月 日

施 工 体 制 台 帳

[会社名] _____

「事業所名」 _____							
建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日			
	工事業	大臣 特定	第 号	年 月 日			
		知事 一般	第 号	年 月 日			
工事業	大臣 特定	第 号	年 月 日				
	知事 一般	第 号	年 月 日				
工事名称及び工事内容	_____						
発注者及び住所	〒 _____						
工期	自	年 月 日	契約日	年 月 日			
	至	年 月 日					
契約営業所	区 分	名 称		住 所			
	元請契約	_____		_____			
	下請契約	_____		_____			
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約	_____	_____	_____	_____	
下請契約	_____	_____	_____	_____			
発注者の監督員名	_____		権限及び意見 申出方法	_____			
監督員名	_____		権限及び意見 申出方法	_____			
現場代理人名	_____		権限及び意見 申出方法	_____			
監理技術者名	_____		資格内容	_____			
専門技術者名	_____		専門技術者 名	_____			
資格内容	_____		資格内容	_____			
	担当工事 内 容	_____		担当工事 内 容	_____		
外国人建設就労者の 従事の状況 (有無)	有 無		外国人技能実習生の 従事の状況 (有無)	有 無			

改正後 (R2.10 改正)	現 行
<p style="text-align: center;">【削る】</p>	<p style="text-align: center;">農業土木工事共通仕様書 H29.10 版 (参考 01 契約約款、仕様書等に基づく提出様式)</p> <p>(記入要領)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。 2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 4 監督員名とは、建設業法第19条の2第2項に基づくものであること。 5 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り。 <ol style="list-style-type: none"> ①各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。 ②元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。 ③健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 ④厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。 ⑤雇用保険の欄には、労働保険番号を記載すること。継続事業の一括の許可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。 6 外国人建設就労者が建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。 7 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合には「有」、従事する予定がない場合には「無」に○を付けること。

【削る】

農業土木工事共通仕様書 H29.10 版 (参考 01 契約約款、仕様書等に基づく提出様式)

《下請負人に関する事項》

会社名		代表者名	
-----	--	------	--

住 所 電話番号	〒 (Tel. - -)		
-------------	---------------	--	--

工事名称及 び工事内容			
----------------	--	--	--

工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日
-----	--------------------	-----	-------

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整 理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名	
権限及び意見 申出方法	
※主任技術者名	専 任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況 (有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

- ※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]
- 主任技術者の配属状況について [専任・非専任] のいずれかに○印を付すこと。
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

改正後 (R2.10 改正)	現 行
<p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">【削る】</p>	<p style="text-align: center;">農業土木工事共通仕様書 H29.10 版 (参考 01 契約約款、仕様書等に基づく提出様式)</p> <p>3 主任技術者の資格内容 (該当するものを選んで記入する。)</p> <p>① 経験年数による場合</p> <p>1) 大学卒 [指定学科] 3年以上の実務経験</p> <p>2) 高校卒 [指定学科] 5年以上の実務経験</p> <p>3) その他 10年以上の実務経験</p> <p>② 資格等による場合</p> <p>1) 建設業法「技術検定」</p> <p>2) 建築士法「建築士試験」</p> <p>3) 技術士法「技術士試験」</p> <p>4) 電気工事士法「電気工事士試験」</p> <p>5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」</p> <p>6) 消防法「消防設備士試験」</p> <p>7) 職業能力開発促進法「技能検定」</p> <p>[健康保険等の加入状況の記入要領]</p> <p>1 下請契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には、事業所整理記号等の欄を「下請契約」と「再下請契約」の区分に分けて、各保険の事業所整理記号等を記載すること。</p> <p>2 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合 (適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む) は「未加入」に○印を付けること。下請契約又は再下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合は「適用除外」に○を付けること。</p> <p>3 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号 (健康保険組合にあつては組合名) を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。</p> <p>4 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。</p>

【削る】

農業土木工事共通仕様書 H29.10 版 (参考 01 契約約款、仕様書等に基づく提出様式)

施工体制台帳様式

年 月 日

再 下 請 請 負 通 知 書

直近上位
注文者名 _____

【報告下請負業者】

元請名称	_____
------	-------

住 所 _____
 会 社 名 _____
 代表者名 _____

〈自社に関する事項〉

工事名称 及び 工事内容	_____		
工 期	自 _____年 月 日 至 _____年 月 日	契約日	_____年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 _____号	_____年 月 日
	工事業	知事 一般 大臣 特定 第 _____号	_____年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名	_____	安全衛生責任者名	_____
権限及び意見 申出方法	_____	安全衛生推進者名	_____
※主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	_____
_____	_____	※専門技術者名	_____
資格内容	_____	資格内容	_____
_____	_____	担当工事内容	_____

外国人建設就労者の 従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況 (有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

農業土木工事共通仕様書 H29.10 版 (参考 01 契約約款、仕様書等に基づく提出様式)

《再下請関係》 下請請負業者及び再下請契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒 (〒 - -)		
工事名称 及び 工事内容			
工期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

【削る】

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理 記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険

現場代理人名	
権限及び意見 申出方法	
※主任技術者名	専 任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

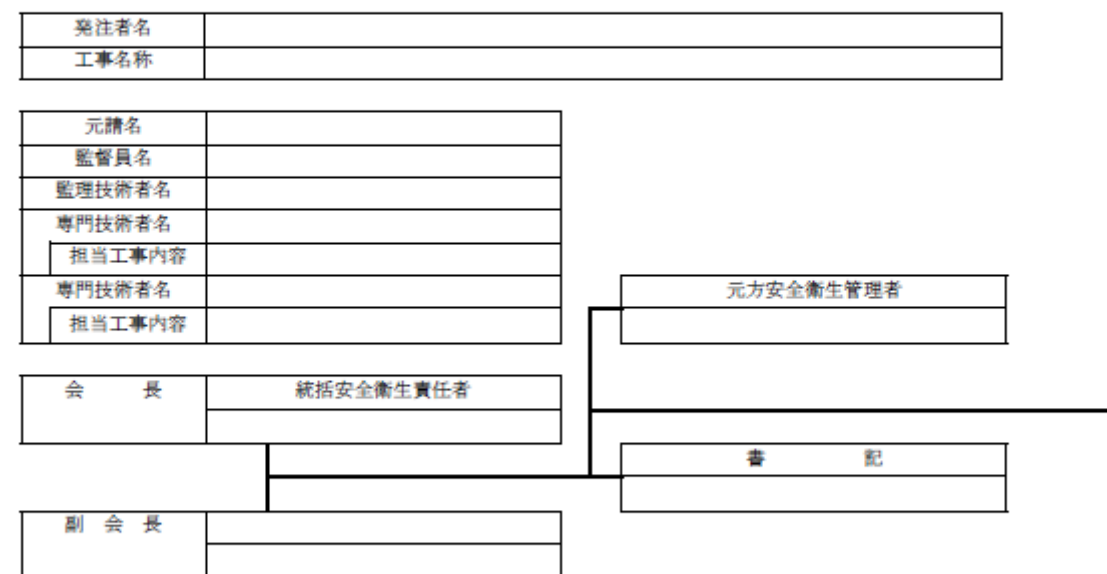
外国人建設就労者の 従事状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事状況 (有無)	有 無
------------------------	-----	------------------------	-----

【削る】

農業土木工事共通仕様書 H29.10 版 (参考 01 契約約款、仕様書等に基づく提出様式)

施工体系図様式

工事 作業所災害防止協議会兼施工体系図



改正後 (R2.10 改正)

現 行

【削る】

農業土木工事共通仕様書 H29.10 版 (参考 01 契約約款、仕様書等に基づく提出様式)

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

工事	会社名	
	工事内容	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
	安全衛生責任者	
工期	年月日 ~ 年月日	

工事	会社名	
	工事内容	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
	安全衛生責任者	
工期	年月日 ~ 年月日	

工事	会社名	
	工事内容	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
	安全衛生責任者	
工期	年月日 ~ 年月日	

工事	会社名	
	工事内容	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
	安全衛生責任者	
工期	年月日 ~ 年月日	

工事	会社名	
	工事内容	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
	安全衛生責任者	
工期	年月日 ~ 年月日	

農業土木工事共通仕様書 H29.10 版 (参考 01 契約約款、仕様書等に基づく提出様式)

施工体制台帳様式 (工事担当技術者)

工事 担当技術者台帳

元請会社名		会社名		会社名	
監理技術者名		主任技術者名		主任技術者名	
生年月日		生年月日		生年月日	
【写真添付欄】		【写真添付欄】		【写真添付欄】	
<p>【注意事項】</p> <p>※1 添付する写真は、 縦 3cm程度 横 2.5cm程度で顔が判別できるものとする。</p> <p>※2 本様式は2部作成し、 1部保管、1部提出する。 提出資料はカラーコピー 若しくはデジタルカメラ写真での提出で可とする。</p>					
会社名		会社名		会社名	
主任技術者名		主任技術者名		主任技術者名	
生年月日		生年月日		生年月日	
【写真添付欄】		【写真添付欄】		【写真添付欄】	
会社名		会社名		会社名	
主任技術者名		主任技術者名		主任技術者名	
生年月日		生年月日		生年月日	
【写真添付欄】		【写真添付欄】		【写真添付欄】	
会社名		会社名		会社名	
主任技術者名		主任技術者名		主任技術者名	
生年月日		生年月日		生年月日	
【写真添付欄】		【写真添付欄】		【写真添付欄】	

【削る】

【削る】

農業土木工事共通仕様書 H29.10 版 (参考 01 契約約款、仕様書等に基づく提出様式)

工事請負契約約款第 13 条第 3 項及び共通仕様書第 1 編第 2 章 2-1-3 に基づく材料の検査(確認を含む)は、以下の様式によるものとする。(情報共有システムにて作成される帳票と同様式)

材 料 確 認 書

平成 年 月 日

工事名

現場代理人	主任(監理)技術者

上記工事について、次のとおり、材料確認を申請します。

材料名	品質規格	単位	搬入数量	確認月日	確認方法	合格数量	確認者	備考 (受注者/発注者)

平成 年 月 日

材料確認を実施し、上記のとおり材料を確認しました。

総括監督員	主任監督員	監督員	現場技術員(委託)